資料3

総務省ヒアリング追加説明資料

平成19年3月23日

総務省

１－１．テレワークとは

ＩＣＴを活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方

↓

就業者の仕事と生活の調和を図りつつ、業務効率の向上を実現

↓

「働き方」、「暮らし方」を変える再チャレンジ施策

↓

少子高齢化、地域活性化、環境保全等の課題解決に大きく寄与

◆ＩＴ新改革戦略（平成１８年１月　ＩＴ戦略本部決定）におけるテレワークの定義

ＩＴを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方であり、企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（例:在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務）と、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワーク（例:SOHO、在宅ワーク）に大別される。

※テレワーカー：ＩＴを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週８時間以上する人と定義する。

１－２. テレワークの社会的効果

テレワークの社会的効果

1. 少子高齢化問題等への対応

・女性・高齢者・障害者等の就業機会の拡大

・育児・介護等と就労との両立が容易

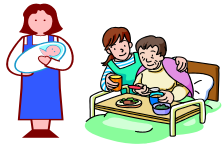

2. 地域活性化の推進

・定住の促進（居住地域の選択肢の拡大）

・地方における就業機会の拡大

・起業等による地方経済の活性化

・地域におけるコミュニティ活動の活性化

・子供の地域における安全の確保

3. 渋滞・通勤問題の是正

・渋滞問題の緩和

・長時間通勤や通勤列車の混雑等の軽減

4. 環境負荷の軽減

・交通代替によるＣＯ２の削減等、地球温暖化防止への寄与

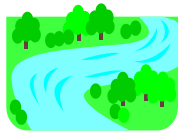

5. ワーク・ライフ・バランスの実現

・仕事と個人の生活を上手に調和させることが可能

・個人生活の質が向上

6. 生産性・効率性の向上

・自律的に仕事を進める能力の向上

・コラボレーション的な働き方の増加（人材の活用）

7. 災害等に対する危機管理

・災害時等の帰宅困難者、出勤困難者の軽減

・災害発生時の素早い事業再開

１－３. テレワークの目標及び現状

目　標

◆第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説（平成18年9月29日）抜粋

（活力に満ちたオープンな経済社会の構築）
自宅での仕事を可能にする**テレワーク人口の倍増**を目指すなど、世界最高水準の高速インターネット基盤を戦略的にフル活用し、生産性を大幅に向上させます。

◆第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）抜粋

（「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築）
　女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しや**テレワーク人口の倍増**などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。

◆**「IT新改革戦略」**（IT新改革戦略（平成18年1月25日））抜粋

『**2010 年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割**』となることを目指す。

◆**「再チャレンジ総合支援プラン」**（「多様な機会のある社会」推進会議策定（平成18年12月25日））抜粋

３　再チャレンジ支援における重点課題
(2)機会の均等化　⑤　**テレワークの普及**により、子育て、心身の障害等、様々な事情・困難を抱える人の在宅勤務や自宅・職場以外の場所における勤務を促進する。
４　達成すべき目標
(2)二次目標：再チャレンジ支援のための制度・施設の利用率の向上
（具体例）　②　**2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割**にする。

現　状

就業者人口に占めるテレワーカー比率

日本　：１０．４％（674万人）
米国　：３２．２％（4,510万人）

（参考）平成14年テレワーク人口　就業人口比率　６．１％

出典：平成17年度テレワーク実態調査（国交省）、アメリカテレワーク協会等

企業におけるテレワーク実施率

日本：１４．７％
米国：６８．９％
韓国：２１．２％

（注）対象：従業員300人以上の企業

出典：総務省「平成17年版情報通信白書」

１－４.総務省におけるテレワーク推進施策

総務省職員によるテレワークの実施

①他府省に先がけ平成17年1～2月及び平成17年11月～平成18年2月の２回に渡り試行を実施

②「総務省ﾃﾚﾜｰｸ推進会議」（平成18年5月26日設置）
昨年10月から、主に育児・介護に携わる職員等のテレワーク開始を決定。
今後、テレワークが効果的な業務等についても拡大を検討。

民間企業のﾃﾚﾜｰｸ導入環境の整備

①我が国初のテレワークセキュリティガイドラインの作成（平成16年度）

②関係省庁が連携し、企業、労働者双方に配慮した統一的なテレワーク導入・運用ガイドブックを作成（平成17年8月）

③平成19年度予算「テレワーク共同利用型システムの実証実験」

④平成19年度税制支援措置「テレワーク環境整備税制」の創設

テレワークの推進

「テレワーク推進フォーラム」との連携

産学官一体となったテレワーク推進
（平成17年11月10日設立）

産学官の連携の下、テレワークの円滑な導入に資する調査研究や普及活動を行うことにより、テレワークの一層の普及促進を図る

「テレワーク人口の倍増」の実現に貢献

１－５. 総務省職員によるテレワークの開始

１. 総務省テレワークの概要

「総務省テレワーク推進会議」（総務省政務官顧問。平成18年5月設置）において育児・介護に携わる総務省職員を対象にテレワーク開始を決定。6名の総務省職員が昨年10月より順次テレワークを開始。本年２月よりさらに１名（介護事由）が追加。

（１）テレワーク対象業務 ： 育児・介護のための在宅勤務
（２）実施期間 ： テレワークの実施期間は、一律的に限定せず、各テレワーク申請者の業務の状況に応じて設定。
（３）勤務管理関係
　〇テレワークは希望制。
　〇勤務時間、給与、休暇等の手続は本省勤務の場合と同様。
　〇勤務管理は原則として電話及びメールにより行うこととする。職員は、勤務開始時、休憩前後、勤務終了時に上司に連絡。
　〇テレワークは、週１日～数日の部分実施を原則。

２. システム概念図

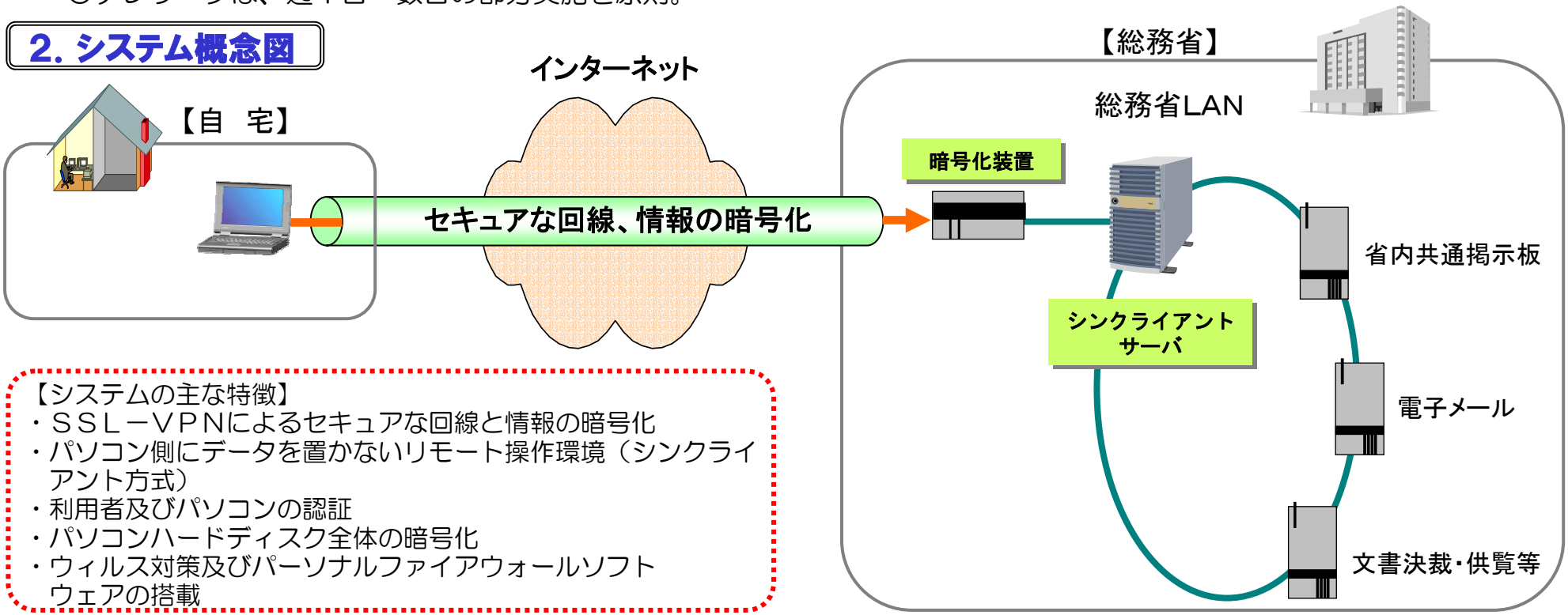

【システムの主な特徴】
・ＳＳＬ－ＶＰＮによるセキュアな回線と情報の暗号化
・パソコン側にデータを置かないリモート操作環境（シンクライアント方式）
・利用者及びパソコンの認証
・パソコンハードディスク全体の暗号化
・ウィルス対策及びパーソナルファイアウォールソフトウェアの搭載

（参考）政府における国家公務員テレワークの取組状況（2007年2月）

		テレワーク実施人数・実施時期	テレワークの形態	テレワークの成果又は今後の取り組み
実施	人事院	公務員研修所職員３名 2006年4月～／週1日-2日	サテライトオフィス勤務 [人事院本院にサテライト・オフィスを設置。院内LANにアクセス可能]	【成果】 ○遠距離通勤の緩和、本院勤務による研究のための情報収集にメリット
実施	総務省	育児・介護に携わる本省職員７名 2006年10月～／原則週1日以上	在宅勤務 [インターネットVPN、シンクライアントシステムにより、安全に省内LANにアクセス可能。電話は携帯電話を利用]	【今後の取り組み】 ○テレワークの拡大の検討 ○効率的、効果的なテレワークを実現する新たなシステムの検討
試行実施（予定を含む）	法務省	本省職員１名 2007年2月／週1日	サテライトオフィス勤務 [場所：さいたま市内の法務省所管官署]	テレワーク試行中
試行実施（予定を含む）	財務省	育児に携わる国税庁の一部地方機関の職員４名 2005年8月～／週2日-3日	在宅勤務 [庁内LANへのアクセス不可。公衆回線網（インターネット）は利用】	テレワーク試行中
試行実施（予定を含む）	文部科学省	本省職員２名 2006年11月～12月／週1日	在宅勤務 [省内LANへのアクセス不可。公衆回線網（インターネット）は利用]	【成果】 通勤時間の軽減などのメリットがあった一方、作業環境の整備をさらに改善する必要
試行実施（予定を含む）	経済産業省	育児に携わる本省職員３名 2005年12月～2006年8月／週１日	在宅勤務 [IP-sec-VPN、シンクライアントシステムにより、安全に省内LANにアクセス可能、IP電話（テレビ電話機能付）等も利用]	【成果】 ○通勤負担の軽減により家族と一緒に過ごす時間の増加 ○業務への集中力の向上 ○職場に置いてある紙の書類を参照できないことによる業務への制約 ○通常勤務と比して、課内とのコミュニケーションの低下
試行実施（予定を含む）	経済産業省	本省職員１名（追加を検討中） 2007年1月～／週１日	在宅勤務 [１回目の試行と同様のシステム]	テレワーク試行中
試行実施（予定を含む）	国土交通省	本省職員４名 2006年1月～2月／週1日-2日	在宅勤務 [IP-VPN、シンクライアントシステムにより、安全に省内LANにアクセス可能。携帯電話等も利用]	【成果】 勤務管理等の人事面の課題やセキュリティ面での課題を整理
試行実施（予定を含む）	国土交通省	育児に携わる本省職員５名 2007年1月～／週1日-2日	在宅勤務 [インターネットVPN、シンクライアントシステムにより、安全に省内LANにアクセス可能。携帯電話等も利用]	テレワーク試行中
試行実施（予定を含む）	環境省	本省職員５名 2006年10月～12月／週１日-2日	在宅勤務 [SSL-VPNにより、安全に省内LANにアクセス可能。スカイプ（テレビ電話、チャット機能等）も利用]	【今後の取り組み】 ○19年度前半に、（第2回目の）テレワーク試行予定 ○19年11月に、環境省のネットワークシステム（LAN等）更改(23年度最終年度)にあわせ、最大70人程度テレワーク可能な環境及び機器を整備予定（現在調達中）
試行実施（予定を含む）	厚生労働省	省内に検討会を立ち上げ、2007年度からの試行に向けて検討を行っているところ ※方針 ： 出張時等で利用しているモバイルパソコンの活用、通常の公衆回線網経由でセキュリティを確保した上で省内LANに接続　等		
その他の府省		テレワークが可能な職種(対象となる業務）、勤務場所、経費、セキュリティの確保等必要な環境整備について検討		

１－６. テレワークセキュリティガイドライン〔策定：平成16年12月 改訂：平成18年4月〕

１. 本ガイドラインの狙い

・情報セキュリティ対策について初めての方でも、内容が簡単に分かり、活用しやすい構成とし、基本的に実施すべき情報セキュリティ対策を紹介。
・テレワークを実施するうえで必要となる情報セキュリティ対策を「ルール」、「人」、「技術」という３つの要素に分類し、それぞれについて具体的な方策を紹介。

テレワークセキュリティガイドライン
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm

２. 情報ｾｷｭﾘﾃｨ対策のポイント

セキュリティの高いテレワーク環境構築のポイントは、「ルール」、「人」、「技術」の対策をバランスよく保つこと。

情報セキュリティバランス

・バランスが悪い情報セキュリティ対策　・バランスがとれた情報セキュリティ対策

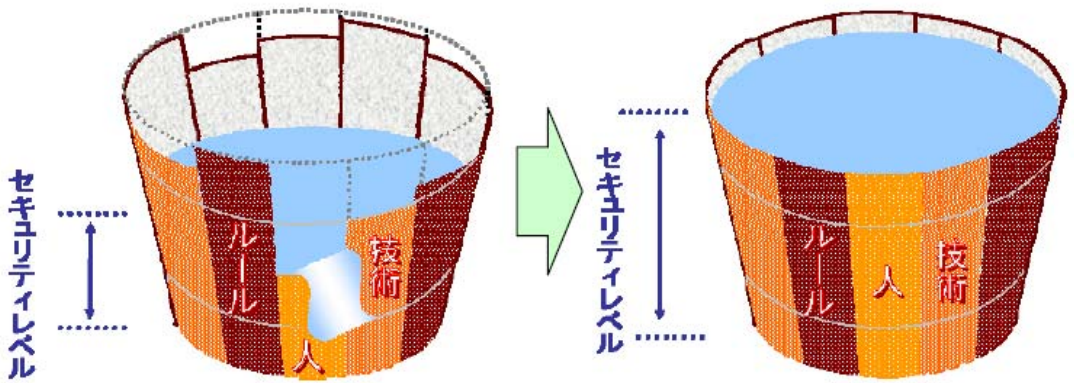

「ルール」、「人」、「技術」のバランスが悪いと、対策として不十分になり、全体の情報セキュリティレベルは低下してしまう。

「ルール」、「人」、「技術」の対策がバランスよく保たれていると、高い情報セキュリティレベルを維持できる。

１－７. 企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブックの作成・公表

総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省が共同で、これからテレワークを導入しようと考えている企業、あるいは既にテレワークを導入したが、運用がうまくいっていない企業などを支援するための手引書を作成し、平成17年８月に公表。

■本ガイドブックの概要

テレワークをスムーズに導入・運用ができる手引書。トップマネジメント、ミドルマネジメント、オフィスワーカーのそれぞれの立場から参考になるように編集。

テレワークの導入の効果・効用、導入プロセス、導入時のコスト試算例、労働時間管理等の法整備、人事評価制度のあり方、セキュリティ等、「テレワークとは」の解説から導入後の評価まで網羅。

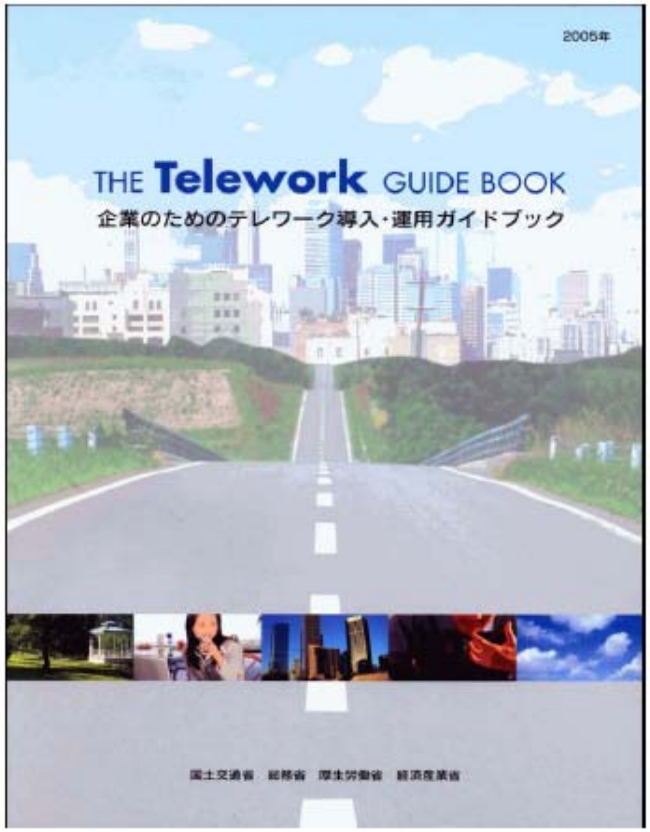

◆配布等に関する連絡先
社団法人日本テレワーク協会
〒102-0083東京都千代田区麹町3-2-5 垣見麹町ﾋﾞﾙ別館
Tel:03-3221-7260 Fax:03-5211-8834

◆テレワーク推進フォーラムHPに掲載
http://www.telework-forum.jp/documentation/unyou/060301-1.html

【平成19年度予算】

１－８. テレワーク共同利用型システムの実証実験

１　目的・背景

テレワーク共同利用型システム（安心・安全で安価にテレワークの導入が可能となる共同利用型のモデルシステム）の実証実験を通して、中小企業者等へのテレワーク普及を促進し、女性、高齢者、障害者等の再チャレンジを支援する。

２　施策の概要

安心・安全で、安価にテレワークを導入できる仕組を実現し、中小企業者等へのテレワークの普及を促進するとともに、女性、高齢者、障害者等の再チャレンジを支援（厚生労働省と連携し実証実験を実施）。

３　所要経費

	平成１９年度予定額	平成１８年度予算額
一般会計	３００百万円	ー　百万円

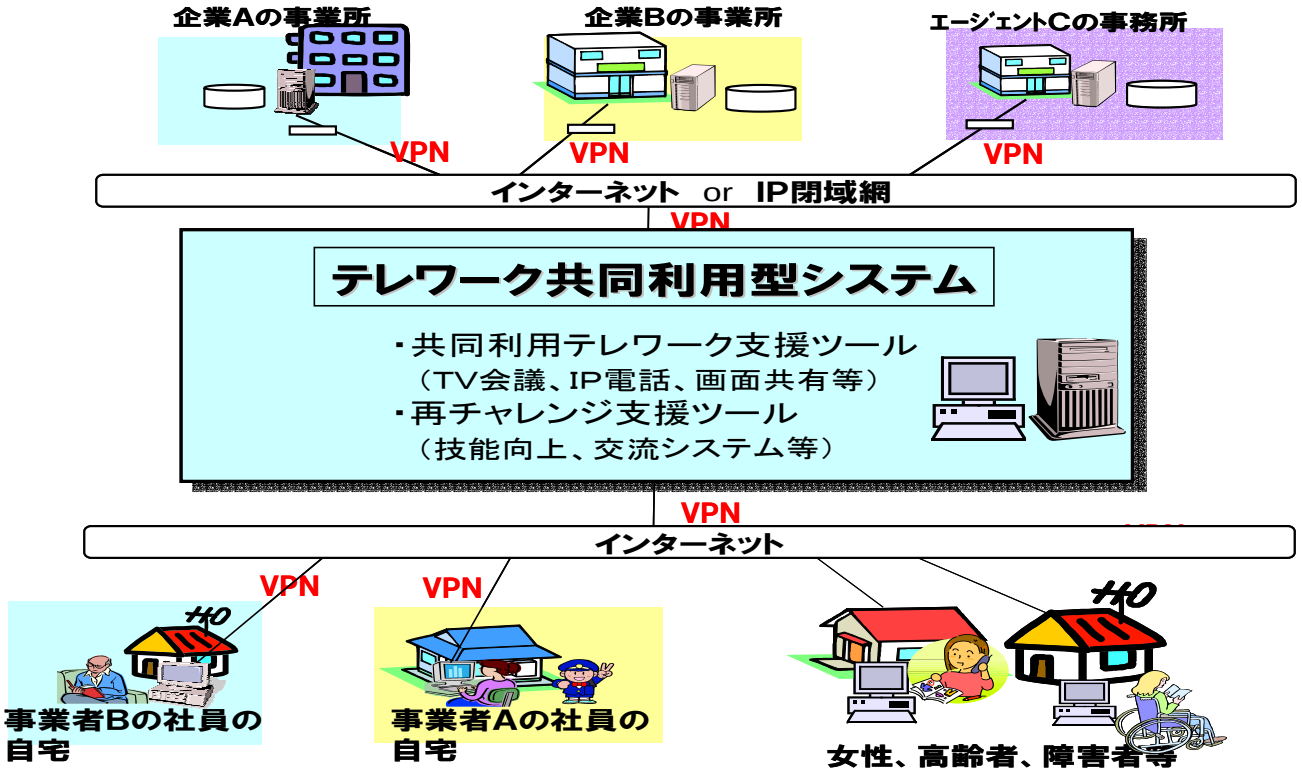

【平成19年度税制支援措置】

１－９. テレワーク環境整備税制の創設

１　政策目的

　テレワーク設備投資時に税制支援措置を行うことにより、企業におけるテレワーク設備導入を促し、テレワークの一層の普及促進を図る。

２　創設内容の概要

【地方税（固定資産税）】
（１）対　　象：テレワーク関係設備の導入を行う者
（２）対象設備：シンクライアントシステム、VPN装置等
（３）税制特例：取得後5年度分について課税標準2/3
（４）適用期間：平成19年4月1日～平成21年3月31日
　　（2年間）

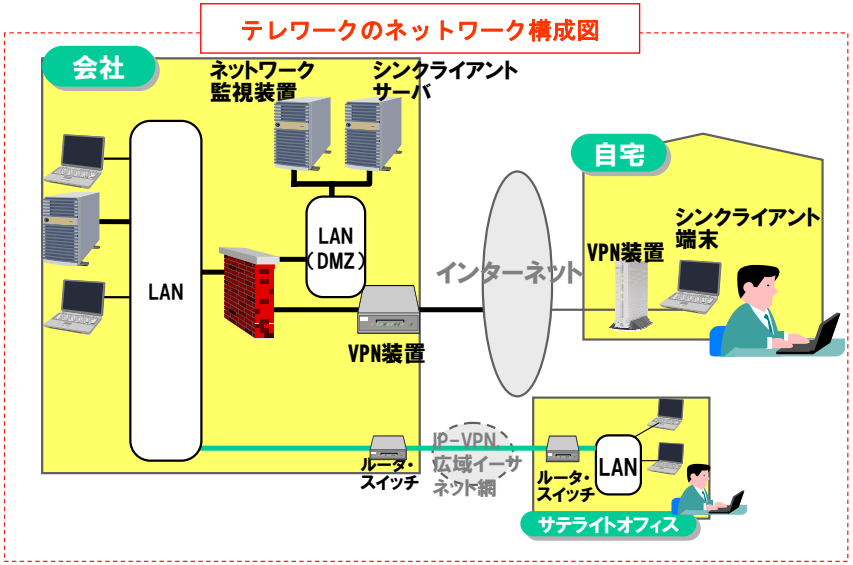

３　効果

　テレワークを導入していない事業者に対して投資インセンティブを付与することで、企業におけるテレワーク環境整備を促し、テレワークの一層の普及促進を図ることにより、業務効率化による企業の競争力向上、少子高齢化対策、地域における雇用創出効果、通勤負担の軽減、環境負荷軽減効果等に資する。

1－10. テレワーク推進フォーラム（産学官連携の取組）

テレワークの一層の普及促進を図るため、テレワーク推進関係４省（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）の呼びかけにより平成１７年１１月に設立。産学官協働でテレワークの円滑な導入に資する調査研究や普及等の活動を行っている。

（http://www.telework-forum.jp/）

テレワーク推進フォーラム（総会）

■活動内容

①テレワーク推進にあたっての各社のノウハウを収集・蓄積・交換
②各社が抱える課題の解決に向けて、相互アドバイス等情報・意見交換
③テレワーク導入を検討している企業等に対してアドバイス
④制度・技術上の課題を整理
⑤シンポジウム等、普及活動
⑥その他テレワークの普及促進に関する活動

会長：大西　隆
（東京大学先端科学技術研究ｾﾝﾀｰ教授）
会員数：８１企業・団体・個人
（平成１８年１２月２５日現在）

■組織体制

調査研究部会と普及部会を設置し、それぞれが連携して、ノウハウ蓄積や情報交換による様々な課題の解決等と併せて、効果的な普及活動を行う。

調査研究部会

■活動内容

ﾃﾚﾜｰｸの円滑導入・効率運用のための各種の調査研究を実施

※総務省、厚生労働省が主担当

■活動方針

先進企業等の事例調査、テレワーク利活用方策の検討（例．複数の事業者等が共同で利用可能なモデルとなるテレワークシステムの検討等）等を実施

普及部会

■活動内容

ﾎﾟｽﾀｰの作成や講演会、ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ、ｷｬﾝﾍﾟｰﾝなど普及活動を実施

※国土交通省、経済産業省が主担当

■活動方針

セミナーの開催、ポスター・標語の制作、各種ガイドブックや在宅勤務の健康面・業務面への影響等の調査結果の周知・広報等を実施

2.環境自主行動計画

総務省における環境自主行動計画フォローアップの実施

○総務省では、平成10年電気通信審議会（現情報通信審議会）答申「情報通信を活用した地球環境問題への対応」を受け、平成11年度より毎年1回、通信・放送業界団体等（＊対象6法人、1,024会員事業者）に対してアンケート調査等を行い、環境自主行動計画のフォローアップを実施している。

＊（社）電気通信事業者協会 (55事業者)、(社)テレコムサービス協会(293事業者)、日本放送協会、(社)日本民間放送連盟(201事業者)、(社)日本ケーブルテレビ連盟(367事業者)、(社)衛星放送協会(108事業者)

○フォローアップ結果については、毎年度、情報通信審議会総会へ報告・公表している。

平成18年度フォローアップの結果

平成19年1月9日開催された情報通信審議会総会に報告。

	策定事業者数	公表事業者数
環境自主行動計画	221（ 6．8%増）	128（16．4%増）
数値目標	118（42．2%増）	93（66．1%増）
効果計測	125（50．6%増）	49（ 6．5%増）

（　）内は平成17年度からの増加率

今後、引き続き、より一層多くの事業者が環境自主行動計画を策定・公表し、環境面における社会的要請に応えることが期待される。

（参考）自主行動計画における取組状況

	（社）電気通信事業者協会	（社）テレコムサービス協会	日本放送協会	（社）日本民間放送連盟	（社）日本ケーブルテレビ連盟	（社）衛星放送協会
事業用設備　等	・トータルパワー改革運動による電力削減対策の推進。 ・クリーンエネルギー（太陽光・風力発電システム等）による電力自給率の向上。 ・省エネ機器・設備の導入。 ・廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル（3R）活動の推進。等	・省エネ機器の導入。 ・低公害車の導入。 ・グリーン調達の推進。等	・冷水蓄熱空調・氷蓄熱型空調の運用。 ・省エネ機器・省エネ照明の導入。 ・低公害車の導入。 ・グリーン調達の推進。 ・節水システムの運用。 ・放送用テープの再利用・リサイクル化の推進。 ・ステージセット共用化による廃棄物削減。等	・鉄塔照明の減灯。 ・省エネ設備の導入。 ・事業車両の低公害車導入。 ・中継局新設時の環境保全。 ・放送用テープのリサイクル。 ・ビル屋上を緑化。等	・省エネ機器の導入。 ・廃棄物の削減。等	・電力の消費節減活動。 ・クリーンエネルギー（風力発電）の購入。 ・空調機器等のインバータ化／省エネ機器の導入。 ・会員等への通知は、紙使用削減のため電子メール利用を励行。等
オフィスの省エネルギー　等	・クールビズ、ウォームビズの実施。 ・照明の減灯。 ・グリーン調達の推進。 ・電子決済によるペーパーレス化。等	・電力、ガスなどの消費節減活動。 ・再生紙利用率の向上とともにペーパーレス化の励行。 ・廃棄物のリデュース、リサイクルの推進。等	・空調機設定時間調整（全国事務室の室温管理）。 ・照明の減灯。 ・職員に対する環境対策指導（PC省エネモード化）。等	・クールビズ、ウォームビズの実施。 ・グリーン調達の推進。 ・空調の省エネ温度設定。 ・照明の減灯。 ・紙資源の利用削減。 ・廃棄物削減・リサイクル率の向上。等	・クールビズ、ウォームビズの実施。 ・空調の温度設定の変更。 ・グリーン調達の推進。 ・照明の減灯。 ・紙資源の削減、再生紙・植林紙使用の推進。 ・省エネ啓発ポスター掲示。等	・空調運転時間の見直しと設定温度の変更。 ・照明の減灯。等
社会・地域貢献	・モバイル・リサイクルネットワークの推進。 ・地域清掃(クリーン)活動。 ・植樹・森林整備活動。 ・小・中学校における環境教育への協力。 ・政府の進める地球温暖化防止国民運動「チームマイナス6％」参加。 ・テレビ会議システム等のICTサービスの提供に伴う社会全体のエネルギー削減。等	・環境問題をテーマにしたキャンペーンや番組放送を通じた普及啓発活動。等	・環境アーカイブス事業を平成18年より開始。 ・環境をテーマにした放送及び地球だい好き環境キャンペーンを共催（全国各地93回、106万人参加）並びに環境に関する体験・提言等募集（写真及びメッセージの応募約16千件）を実施。等	・平成11年から継続している民放週間統一キャンペーン「守ろう地球環境」の展開。 ・環境をテーマとした番組及び環境キャンペーンスポットの放送。 ・HPに環境ニュース137本掲載。 ・政府の進める地球温暖化防止国民運動「チームマイナス6％」参加。 ・打ち水キャンペーン実施。等	・環境啓発番組の制作・放送。 ・チャンネルガイド誌への環境啓発情報の掲載。 ・地域アダプトプログラム（清掃活動）・里山つくり活動への参加。 ・ノーマイカーデー参加。等	・放送を通じた「環境保護」の啓発活動の実施。 ・HPでECOキャンペーンの実施。 ・政府の進める地球温暖化防止国民運動「チームマイナス6％」参加。 ・「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」参加。等
環境マネジメント等	・環境報告書の作成、環境会計の実施。 ・当該団体会員のISO14001取得状況：17社。取得予定2社。等	・平成17年に引き続き協会総会において、全会員事業者の自主行動計画策定を決議。 ・ISO14001取得状況 ： 取得20事業者。取得予定1事業者。等	・環境報告書の作成。等	・ISO14001取得状況 ： 取得14事業者。取得検討中5事業者。等	・ISO14001取得状況 ：取得4事業者。等	・ISO14001取得状況 ：取得1事業者。取得予定1事業者。 等
自主行動計画策定・公表状況	策定：29事業者／55事業者 公表：18事業者／29事業者 公表予定：1事業者	策定：140事業者／293事業者 公表：88事業者／140事業者	策定済	策定：26事業者／201事業者 公表：11事業者／26事業者 公表予定：4事業者	策定：11事業者／367事業者 公表：2事業者／11事業者	策定：9事業者／108事業者 公表：7事業者／9事業者 公表予定：1事業者
数値目標設定状況	25事業者／55事業者	61事業者／293事業者	設定済	23事業者／201事業者	5事業者／367事業者	3事業者／108事業者
効果計測実施状況	26事業者／55事業者	61事業者／293事業者	実施	29事業者／201事業者	5事業者／367事業者	3事業者／108事業者